

国民年金のお知らせ

ハイサイ市民課
国民年金
グループ
TEL861-6901
FAX862-4564

学生の
みなさんへ!

学生納付特例制度

4月2日(月)から平成30年度分の 受付が始まります。



学生納付特例制度

経済的な理由により国民年金保険料の納付ができない学生を対象として、保険料の納付を10年間猶予する「学生納付特例制度」があります。この制度を申請して承認されると、保険料の納付をしなくても万が一の事故や病気で障害になったときの「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」にも対応します。

(その他の要件で給付できない場合もあります。)
そのためにも早めに申請することが重要になります。手続きは右の通りです。ご準備ができましたら早めに申請してください。

学生納付特例制度と老齢基礎年金の関係について、詳しくは2ページの『保険料が納められないときは…免除制度を利用しましょう』の欄をご覧ください。

申請は
お早めに!



申請・継続手続き

受付場所 那覇市役所 ハイサイ市民課
国民年金窓口(本庁舎1階11番)

受付開始 平成30年4月2日(月)から
(ただし土日祝日を除く)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分
混雑が予想されますので、なるべく午後4時45分までにお越しください。

手続きに必要なものは?

- 学生証(有効期限内のもの)
または在学証明書(平成30年4月1日以降発行のもの)
- 基礎年金番号がわかるもの(年金手帳・納付書等)
マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード・通知カード)
- 印鑑(認め印可※シャチハタ不可)
- 大学・短期大学・高等学校・専門学校以外の各種学校の場合に、
修業年限が1年以上である証明書が必要になることがあります。
- 本人確認ができるもの(顔写真付き書類1点・顔写真なし書類2点)
※申請内容によっては上記書類以外にも書類を提出していただく場合があります。

所得のある学生で、次の条件に該当する場合

- 平成28年12月31日から申請日までの間に仕事をやめた方
離職票または雇用保険受給資格者証があればご用意ください。
- ※申請に必要なものがそろえば、代理の方でも申請できます。
(本人直筆の委任状が必要ですが、同一世帯者の申請に関しては必要ありません。)
- ※申請に関して不明な点は、国民年金グループへお問い合わせください。

日本年金機構から学生納付特例継続通知のハガキが送られてきた人は

送られてきたハガキに必要な事項を記入のうえ、返送してください。
(ハガキを返送すれば、手続きしたことになり、再度市町村窓口で申請する必要はありません。)

学校を卒業した人は

学校を卒業したら、満額の老齢基礎年金を受けるためにも、保険料をさかのぼって納めること(追納)をおすすめします。学生納付特例申請が承認され、納付を猶予された期間の保険料は10年以内であれば追納することができます。ただし、追納する保険料の額は、3年目以降に追納する場合は経過した年数に応じた加算額が上乗せされます。
卒業後、保険料の納付が困難な場合は、申請免除・納付猶予などの制度がありますので、ご相談ください。

国民年金保険料の追納、納付、学生納付特例の継続通知などについてのお問い合わせは
那覇年金事務所 ☎855-1111 へお願いします。

※「国民年金のお知らせ」は、年金制度を広く、わかりやすくお知らせすることを目的としています。くわしくは国民年金グループまでお問い合わせください。

平成30年度 国民年金保険料は

年額196,080円 月額16,340円

国民年金保険料は自営業者や学生などの第1号被保険者が納める保険料で、年齢・所得・性別に関係なく一律です。国民年金保険料は、日本年金機構から送付される納付書で、各金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で納められます。また、口座振替納付やクレジットカード納付・電子納付(インターネットバンキングなど)もできます。

前納や口座振替にすると保険料は安くなります!

1.現金で1年分を前納
(まとめて前払い)⇒

年額「3,480円」割引!!

2.口座振替で早割(当月末振替)⇒

月額「50円」の割引!!

注意:口座振替での平成30年度分1年前納(4~9月分の6ヶ月前納も含む)の申込みは2月末日で受付を終了しています。

※上記以外にも、半年間の前納や割引額が最大となる2年前納(平成26年4月より開始)など、他の前納の方法があります。国民年金保険料の納付について、くわしくは年金事務所へお問い合わせください。

那覇年金事務所 ☎855-1111

こんなに安く
なるんだね



ご注意! 少しの期間の未納でも、

1年間の未納の場合 → 年額で 約2万円
10年間の未納の場合 → 年額で 約20万円

**生涯、受け取る年金額が
少なくなります。**

保険料が納められないときは……免除制度を利用しましょう

経済的な理由で保険料納付が困難な人

免除制度(全額・一部)



収入の少ない人(50歳未満)

納付猶予制度



経済的な理由で保険料納付が困難な学生

学生納付特例制度



申請して承認されると

- ①免除を受けた期間は、免除の種類に応じて、一定の割合で、受け取る年金額(老齢基礎年金)に反映されます。
- ②納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、受け取る年金額(老齢基礎年金)に反映されません。
- ③免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間は老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な期間に算入されます。
(3ページ、「もしものときの障害基礎年金と遺族基礎年金」の「納付要件」の欄参照)

※免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間については、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)もできます。免除などを受けた年度から起算して3年目以降に保険料を追納する場合には、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

特別障害給付金制度について

- 1 対象者 ○平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生(夜間部、定時制、通信制を除きます)
○昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金・共済組合等の加入者)の配偶者
であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1,2級相当の障害に該当する方で、障害基礎年金等を受けていない方
- 2 支給額 1級 月額51,650円 2級 月額41,320円(平成30年度)
- 3 窓口 請求手続きは那覇市ハイサイ市民課国民年金グループ TEL.861-6901 FAX.862-4564



納付と免除と未納 年金を受け取る時にはこんなに違う！

1. 老後のそなえ 老齢基礎年金

老齢基礎年金は原則として65歳から受給する年金です。老齢基礎年金を受けるには基本的に20歳から60歳になるまでの40年間に10年以上の受給資格期間が必要です。

納付や免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間は、受給資格期間として計算されます。

受給資格期間が25年から10年へ短縮されました。

平成29年8月から、老齢基礎年金を受給するために必要な資格期間が25年から10年となりました。これにより、これまで年金を受け取れなかった方も年金が受給できる可能性があります。

昨年、黄色の封筒に入った「年金請求書(短縮用)」が届き、お手続きがお済みでない方は、「ねんきんダイヤル」でご予約のうえ早めに手続きを行ってください。

資格期間が10年未満で、「年金加入期間の確認のお知らせ(案内)」が届いた方は、年金受給について相談することをお勧めします。「ねんきんダイヤル」でご予約のうえ早めにご相談ください。



☎「ねんきんダイヤル」
0570-05-1165 有料
(いい老後)

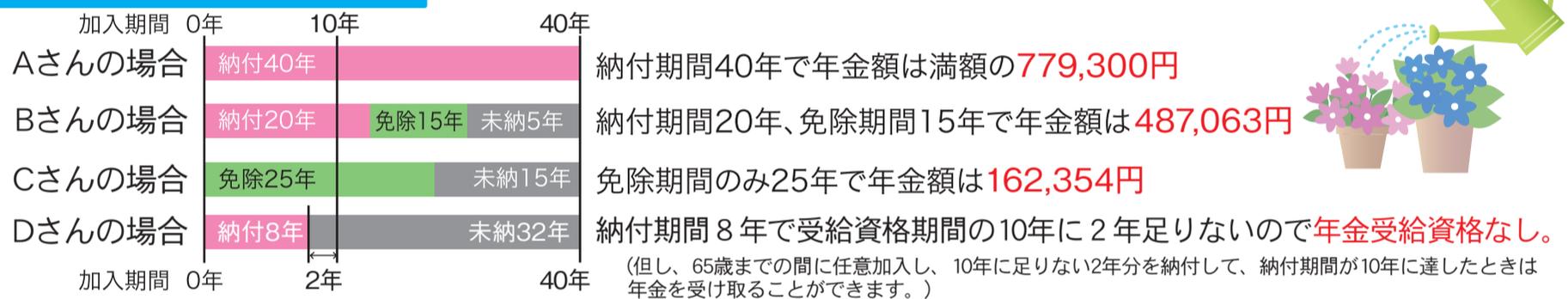
月曜日(月曜日が休日の場合は、休日明けの初日) / 8:30~19:00
火~金曜日 / 8:30~17:15 第2土曜日 / 9:30~16:00

◎土曜・日曜・祝日(第2土曜を除く)はご利用いただけません。

※050で始まる電話でおかけになる場合 ▶ Tel.03-6700-1165 有料

平成30年度 老齢基礎年金の額 満額779,300円(20歳から60歳になるまでの40年間すべて保険料を納めた場合)

それぞれの場合の年金額 (免除は全額免除で、平成21年3月までの計算式で計算しています。)



2. もしものときの 障害基礎年金と遺族基礎年金

(1) 障害基礎年金

国民年金加入中(または60歳以上65歳未満で国内に住所のある方、または20歳になる前に初診日のある病気やけがによって、国民年金法の障害等級の1級・2級に該当した場合)に受給する年金です。

年金額(平成30年度)

1級障害 974,125円 2級障害 779,300円

(受給者によって生計を維持されている子がいれば、子の加算があります。)

※子とは、18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までの子、または1級・2級の障害のある20歳未満の子。

(2) 遺族基礎年金

国民年金加入中の方(または60歳以上65歳未満で国内に住所のある方、または保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間を合計した期間が25年以上ある方)が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受給する年金です。

年金額(平成30年度)

子のある配偶者は1,003,600円 子のみ779,300円

(子が2人以上いれば、さらに加算があります。)

※子とは、18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までの子、または1級・2級の障害のある20歳未満の子。

障害基礎年金と遺族基礎年金の受給には、上記の要件の他に、次の「納付要件」を満たすことが必要です。

納付要件 次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要です。

①障害年金の場合は初診日の前日、遺族年金の場合は亡くなった日の前日において、初診日または亡くなった日の属する月の前々月までの加入期間のうち、保険料を3分の2以上納めていること。

②初診日または亡くなった日の前日において、初診日または亡くなった日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと。

※保険料について納付、免除、学生納付特例、納付猶予を申請して承認されていれば、上記の①、②の「保険料を納めている」や「未納がない」に該当することになります。

※障害基礎年金の場合で20歳前に初診日がある方、または遺族基礎年金の場合で保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間とを合計した期間が25年以上ある方は、上記の納付要件は不要です。



「納付要件」を満たさないと、いざというときの年金が受け取れなくなるのね。

平成27年10月1日から、20歳以降の障害年金の初診日を確認する方法が広がりました。

平成27年10月1日から、省令の改正により、初診日を証明する書類が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申立てた日を初診日と認めることができるようになりました。

改正前

「初診日を明らかにすることができる書類」が必要⇒診断書等の医療機関による証明などを求めていました。

改正後

初診日を証明する書類がないときは、「初診日を証明するのに参考となる書類」を添付⇒下記の場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。
初診日について第三者(隣人・友人・民生委員など)が証明する書類が複数あり、他にも参考資料が提出された場合。(参考資料:診察券・入院記録など)
※民法上の三親等以内の親族による第三者証明は認められない。

年金を増やして、多くもらうために

年金をより多くもらう方法として、次の5つの制度があります。それぞれ申し込みの手続きが必要です。

1. 付加年金 少しの付加でお得な上乗せ！

第1号被保険者(及び任意加入者)の方は、毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、**200円×付加保険料納付月数**で、計算された金額が生涯老齢基礎年金に加算されます。

例えば 40年納付した場合の支払額 $400円 \times 40年(480月) = 192,000円$
 1年間に上乗せされる支給額 $200円 \times 40年(480月) = 96,000円 \rightarrow 2年間で192,000円$

※2年間受給すると、支払った保険料と同額を受給することになるため、大変お得です。

- 定額保険料を納めた月分のみ付加保険料を納めることができます。(付加保険料だけの納付はできません。)
- 第2号・第3号被保険者、国民年金基金加入中の方は、ご利用できません。
- 付加保険料の納付は、申し込んだ月分からになります。(※さかのぼって申し込むことはできません。)

老後のために
考えてみても
いいかもね



2. 高年齢任意加入 満額に近づけるために！

3ページのBさん、Cさんのように、未納や免除期間がある方は、満額の年金をもらうことはできません。そこで、60歳から65歳までの間任意加入して納付することで、年金額を満額または満額に近づけることができます。

- 1年でも2年でも自由に加入でき、やめることができます。
- すでに老齢基礎年金を受けている方は、任意加入はできません。

3. 特例任意加入 年金がもらえるようになるために！

老齢基礎年金の受給資格期間が足りないために、年金がもらえない場合は、65歳から70歳になるまでの間に受給資格期間を満たすことができるまで加入して保険料を納め、老齢基礎年金を受け取ることができる特例任意加入制度があります。(昭和40年4月1日以前生まれの人対象)

4. 国民年金基金 よりゆとりある老後のために！

国民年金の第1号被保険者が、よりゆとりある老後を過ごすことができるように、老齢基礎年金に上乗せする公的な年金です。毎月の掛金は全額社会保険料控除されます。

お問い合わせ・お申し込みは **沖縄県国民年金基金**へ

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37(自治会館3階) フリーダイヤル 0120-65-4192

制度の詳細につきましては、



5. 個人型確定拠出年金(iDeCo イデコ)

自分で入る、自分で増やす、もうひとつの年金

「iDeCo」は、国民の皆様の老後生活の安定に向けた自助努力を支援するため、法律に定められた「私的年金」のひとつで、**国民年金第1号被保険者**も対象となっています。

※国民年金基金等の確定給付型の年金とは違い、掛金とその運用収益の合計額をもとに将来の給付額が決定する公的年金に上乗せする制度です。

※平成29年1月から、第3号被保険者や公務員の方等も加入の対象となっています。 **イデコダイヤル 0570-086-105**

制度の詳細につきましては、



「ねんきんネット」サービスのご利用について

ハイサイ市民課・国民年金グループの窓口では、インターネットが利用できない方のために無料で年金記録を交付しています。ご自身の年金記録の確認のため、ぜひご利用ください。

年金記録の交付を受ける際には、基礎年金番号が記載されている年金手帳、または「ねんきん定期便」をご用意してください。また、交付の際は本人確認が必要となりますので、次のいずれかの書類をご持参ください。

【持参書類】 原本のみ有効 コピー等は不可

①運転免許証 ②マイナンバーカード ③住民基本台帳カード(写真付き) ④パスポート ⑤年金手帳 ⑥年金証書 ⑦印鑑登録証明書 ⑧健康保険証など

※本人が窓口来庁の場合、写真付きの書類1種類または写真なし書類2種類

※代理人が窓口来庁の場合、委任状・代理人の写真付き書類1種類または写真なし書類2種類、本人の書類は写真の有無にかかわらず2種類

【お問い合わせ先】 国民年金グループ ☎861-6901